

合併協議会だより

発行者 / かみうけな合併協議会
美川村上黒岩2923 - 1

TEL (0892) 56 - 0610
FAX (0892) 56 - 0620

ホームページ http://www.kamiukena.jp/
Eメール k-office@kamiukena.jp

新町名検討小委員会から 意見集約の報告

第14回かみうけな合併協議会が、6月11日(水)午前10時から柳谷村創造の館「こかげ」で開催され、平成14年度かみうけな合併協議会決算、新町名検討小委員会報告や、事務事業一元化調整案が提案協議されました。報告、提案、協議事項の詳細については次のとおりです。

監査委員委嘱状の伝達

協議事項に先立ち、久万町議会の議会構成変更に伴い、監査委員に福水千代重議員が就任されたことにより、かみうけな合併協議会の監査委員として委嘱されました。



木下会長より委嘱状を受取る福水監査委員

報告事項

第44号

平成14年度かみうけな合併協議会決算について

平成14年度の協議会決算について、事務局から次のように報告があり確認されました。

歳入決算額

41,552,575円

歳出決算額

26,644,327円

歳入歳出差引残額

14,908,248円

平成14年度残額は、平成15年度予算に繰越す。

(繰越金の主な内容は、2か年度にまたがっている事業推進費の委託料)



監査報告をする正岡監査委員

新町名検討小委員会報告について

平成15年5月22日(木)と平成15年6月1日(日)の2日間にわたり開催され、新町名検討小委員会で意見集約した内容について、横川勇夫委員長から報告があり、協議会でその内容や取扱いについて、次のような意見が出されました。



第2回新町名検討小委員会の様子

た。

「小委員会で慎重に検討された報告内容であり尊重して、再検討をするということ」を前提に持ち帰って検討したい、「再検討するかどうかを検討するために時間的余裕が必要であり持ち帰って町村の委員で検討することが適当でないか」、「小委員会としては、再検討の是非を含めて意見をまとめたものであり、小委員会が時間をかけて検討した結果について、尊重していただく方向で各町村審議し



小委員会報告をする横川委員長



意見を述べる松本委員

ていただきたい」、「新町名を再考することを検討することに対して感謝していたいただきたい」等の意見がだされました。

その結果協議会として、報告書の内容については、小委員会の意向を尊重する方向で確認しましたが、さらに各町村持ち帰り小委員会報告等について検討協議し、次回以降の協議会において協議することとなりました。

(委員長報告の内容は、裏面別紙 1のとおり)



意見を述べる光田委員

第46号

協議員定数について

3月18日開催の第10回協議会で報告していた、「協議員定数の取り扱いについて統一地方選挙後に再度協議する」との取り決めがなされていたことにより、今回再度事務局から次のように報告されました。在任特例の活用により、

平成18年4月30日まで1年9か月の在任ということを確認されているが、その在任特例経過後の協議員定数について、あらかじめ条例で定めておく必要がある、その取決めの方法については、合併特例法の手続きでの定めにはないが、「合併の根幹に係わる問題でもあり、協議会の中で議論することが望ましい」との指導があったことにより、その定数についてどのような形で議論を深めていくか、協議会で方向付けを願いたい。この報告を受け、各委員からは、次のような意見がだされました。



提案意見を述べる鶴井委員

「4町村の議長会、協議会等の組織の中で協議し、合併協議会へ意見として報告し、協議会で検討することが良いのではない

か」、「少子・高齢化、過疎化の中で、協議員定数についても機関を設けて十分に検討した結果を報告してほしい」等の意見があり、協議会としては、4町村の議長会・協議員で協議を重ね、その結果を協議会に報告し、協議会において検討協議することとなりました。

*新町における在任特例後の協議員定数の定めは、地方自治法第91条により、「人口1万人以上2万人未満の町村22人(22人を越えない範囲内)」

提案事項

第55号

地域審議会の取り扱いについて

地域審議会は、

「合併特例法第5条の4第1項の規定により、旧町村の区域ごとに新町が処理する該当区域にかかる事務に關し、新町長の諮問に依りて審議し又は必要と認めらる事項について意見を述べることができ」という規定になっています。

なお、合併協議会では審議会の設置の有無、(設置するとした場合)構成員の定数、任期等を協議する必要があります。

また、地域審議会に代わるものとしては、従来からの地方自治法の定めで、「普通地方公共団体(新町)にその執行機関として普通地方協団体(新町)の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く」、「普通地方公共団体(新町)は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる」等の規定もあるなど、事務局から説明、提案されました。

新町名検討小委員会報告書

新町名の選定については、協議会で新町名候補選定小委員会を設置し、小委員会で選定した5候補を確認了承するとともに、公募、新町名候補選定小委員会、協議会で、正当な手続きをもって正式に高原町と決定した。

本来、協議決定事項について再検討を加えることは望ましくない。

しかし、お互いに己を捨て、将来の地域全体を見据えて取り組まなければならない自治体の合併作業において、協議会から再検討の是非の検討をゆだねられた新町名検討小委員会では、さらに地域住民の一体性を確保することができ、しかも新町誕生にふさわしい町名の表現ができる可能性があるのではないかと判断に至った。

合併協定書調印前の協議期間中であり、協議確認項目について再検討することは、苦渋の選択ではあるが再検討することが望ましいとの意見集約を見たことを報告する。

記

合併における地域住民の一体性を確保することは、今後のまちづくりに必要不可欠なことであり、再検討を加えることで住民理解を願う。

再検討を必要とする事態に至ったことは、全委員厳粛に受とめなければならないが、合併協議途中で、その責任を放棄することは、さらに合併協議に混乱を招く要因ともなりかねないため、今後の協議において、さらに全力でその責任を果たすこととする。

新町名の公募は、数の論理で決定するのではなく、候補選定のためのアイデア募集として実施してきたことであり、公募は公正有効と位置づける。

高原で応募し、当選している応募者は、協議会での正式な手続きにより選定されたものであり、有効とする。

決定町名の候補が別にあったとしても、第一段階の公募についての作業手順での懸賞であり、高原町以外の懸賞は行わない。

再検討する場合は、協議会において話し合い決定することとする。

平成15年6月1日

かみうけな合併協議会

会長 木下久敬 殿

新町名検討小委員会

委員長 横川勇夫

参考（小委員会開催日）

会議	開催日	時間	場所	備考
第1回小委員会	平成15年5月22日	午後1時40分～	美川村役場会議室	(非公開)
第2回小委員会	平成15年6月1日	午後1時40分～	美川村役場会議室	(非公開)

三 協議事項

第56号
地域情報通信の取り扱いについて
協議書により事務局から説明、提案されました。
(別紙 2)

第58号
慣行の取り扱いについて
協議書により事務局から説明、提案されました。
(別紙 4)

第60号
防災交通業務の内、未定案となっていた調整案1件について事務局から説明、提案されました。

第39号
町・字名の取り扱いについて
継続協議



提案報告する宇都宮調整班補佐

第57号
公共的団体等の取り扱い

第59号
事務事業一元化調整案『防

第48号
事務事業一元化調整案『地

第47号
事務事業一元化調整案『管

第54号
事務事業一元化調整案『高齢者福祉業務・高齢者援護補助金』について



第14回かみうけな合併協議会の様子

第48号
事務事業一元化調整案『地籍調査業務』について

第55号
事務事業一元化調整案『社会福祉業務・社会福祉協議会』について

第54号
事務事業一元化調整案『高齢者福祉業務・高齢者援護補助金』について
協議書により確認

第55号
事務事業一元化調整案『社会福祉業務・社会福祉協議会』について
協議書により確認

第53号
事務事業一元化調整案『用地業務』について

第52号
事務事業一元化調整案『都市計画業務』について

第51号
事務事業一元化調整案『都市建設業務』について

第50号
事務事業一元化調整案『商工観光業務』について

第49号
事務事業一元化調整案『その他事務事業・生活交通・代替バスの運行業務』について

第49号
事務事業一元化調整案『その他事務事業・生活交通・代替バスの運行業務』について
協議書により確認

第50号
事務事業一元化調整案『商工観光業務』について
協議書により確認

第51号
事務事業一元化調整案『都市建設業務』について
協議書により確認

第52号
事務事業一元化調整案『都市計画業務』について
協議書により確認

第53号
事務事業一元化調整案『用地業務』について
協議書により確認

第54号
事務事業一元化調整案『高齢者福祉業務・高齢者援護補助金』について
協議書により確認

第55号
事務事業一元化調整案『社会福祉業務・社会福祉協議会』について
協議書により確認

第56号
事務事業一元化調整案『環境業務』について
協議書により確認

第57号
事務事業一元化調整案『住宅関係』について
協議書により確認

第58号
慣行の取り扱いについて
協議書により確認

第59号
事務事業一元化調整案『防

第59号
事務事業一元化調整案『防

第60号
防災交通業務の内、未定案となっていた調整案1件について事務局から説明、提案されました。

第39号
町・字名の取り扱いについて
継続協議

第47号
事務事業一元化調整案『管

第48号
事務事業一元化調整案『地

第49号
事務事業一元化調整案『その他事務事業・生活交通・代替バスの運行業務』について

第50号
事務事業一元化調整案『商工観光業務』について

第51号
事務事業一元化調整案『都市建設業務』について

第52号
事務事業一元化調整案『都市計画業務』について

第53号
事務事業一元化調整案『用地業務』について

第54号
事務事業一元化調整案『高齢者福祉業務・高齢者援護補助金』について

第55号
事務事業一元化調整案『社会福祉業務・社会福祉協議会』について

第56号
事務事業一元化調整案『環境業務』について

第57号
事務事業一元化調整案『住宅関係』について

第58号
慣行の取り扱いについて

第59号
事務事業一元化調整案『防

第60号
防災交通業務の内、未定案となっていた調整案1件について事務局から説明、提案されました。

第39号
町・字名の取り扱いについて

第47号
事務事業一元化調整案『管

第48号
事務事業一元化調整案『地

第49号
事務事業一元化調整案『その他事務事業・生活交通・代替バスの運行業務』について

第50号
事務事業一元化調整案『商工観光業務』について

第51号
事務事業一元化調整案『都市建設業務』について

第52号
事務事業一元化調整案『都市計画業務』について

第53号
事務事業一元化調整案『用地業務』について

第54号
事務事業一元化調整案『高齢者福祉業務・高齢者援護補助金』について

第55号
事務事業一元化調整案『社会福祉業務・社会福祉協議会』について

第56号
事務事業一元化調整案『環境業務』について

第57号
事務事業一元化調整案『住宅関係』について

第58号
慣行の取り扱いについて

第59号
事務事業一元化調整案『防

第60号
防災交通業務の内、未定案となっていた調整案1件について事務局から説明、提案されました。



協議事項の報告をする黒田委員

れ、意見集約にはいたらず、次回協議会において協議することとなりました。



提案報告する高岡委員

し、提案のとおり確認されました。

協議事項第50号

「4町村の観光ルートを考慮しながら、専門的なスタッフによって研究を進めてほしい」、「直営で赤字の運営をしている観光関連施設については、各施設の歴史や背景を尊重し、さらに将来性をも展望しつつ民間委託も視野に入れ、経営の合理化・健全化について慎重な検討を願う」、「第三セクター、特別会計のほか、一般会計の中でも見つけられる問題点等随時検討し、行政から切り離すべき内容のものは、新町までに切り離すべきでないか。その方針を首長で検討するべきでないか」という意見がありました。

また、「施設関係の取り扱いについては、新町においておおよそ4町村に関わりがない第3者機関に分析を委託し、その結果について新町で組織を設け検討することが良いのではないか」、「老人福祉施設、病院、教育については、行政としては、見過ごせない問題であるが、観光施設等について

は、どうしてもやっていかなければならない問題ではないと思われる」との提案や意見がありました。

協議の結果、「行政が運営あるいは出資している施設については、今後十分検討しなければならぬ問題であるが、各町村それぞれに展開してきた事業であり、また住民の所得の場でもあることから、現段階で切り離すことの検討は大変難しい問題である。したがって新町において財政計画も考慮して検討することが望ましい」との結論に至り、提案のとおり確認されました。

協議事項第51号

「道路改良について、新町でも引き続き主要施策として取り組んでほしい」、「町道の維持管理については、住民の高齢化が進んでいることから、農林道の維持管理と調整し、住民の負担が軽減できる管理規定を要望する」、「国・県道の整備促進と、道路改良等に伴う負担金について、厳しい財政状況ではあるが負担率を軽減するような方向で検討を願う」等の意見・要望



提案意見を述べる政木委員

があり、今後考慮していくこととし、提案のとおり確認されました。

協議事項第52号

提案のとおり確認されました。

協議事項第53号

提案のとおり確認されました。

協議事項第54号

「住民の高齢化が進んでおり、今後慎重に検討してほしい」との提案がありましたが、原則提案のとおり確認されました。

協議事項第55号

「社会福祉協議会も合併を進めているので、その後また検討してほしい」との意見がありました。

現在、社会福祉協議会においても合併協議会を立ち上げ、事務作業の検討を進めている段階であり、提案のとおり確認されました。

協議事項第56号

「ごみ・し尿等生活関連において、今までどおりの行政サービスを願う」、「住民生活の一番身近な問題であり、今後とも積極的な対応を願う」、「環境美化推進については、今後の環境問題の重要な部分であり、各種団体に対しての適切な活動助成の検討を願う」等の意見が出されましたが、原則提案のとおり確認されました。

別紙 2

協議第 号
地域情報通信の取り扱いについて
地域情報通信の取り扱いについて提出する。

平成15年6月11日提出
かみうけな合併協議会長 木下 久敬

その他協議項目 14
地域情報通信の取り扱いに関する事

地域情報通信については、住民と行政が一体となった地域づくりを基本に、地域と地域、住民と行政を結ぶ適正規模のシステムを構築することとし、合併までに将来に向けた電子自治体構築のための基盤の整備をおこなうこととする。

平成15年 月 日確認

別紙 3

協議第 号
公共的団体等の取り扱いについて
公共的団体等の取り扱いについて提出する。

平成15年6月11日提出
かみうけな合併協議会長 木下 久敬

その他協議項目 17
公共的団体等の取り扱いに関する事

公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。

具体的な調整内容

- 1 4か町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

平成15年 月 日確認

別紙 4

協議第 号
慣行の取り扱いについて
慣行の取り扱いについて提出する。

平成15年6月11日提出
かみうけな合併協議会長 木下 久敬

その他協議項目 21
慣行の取り扱いに関する事

町章、町民憲章、町の花・木・鳥、歌等については、新町へ移行後、速やかに調整することとする。

宣言については、新町において内容を検討し、新たな宣言をおこなうこととする。

その他必要な慣行の取り扱いについては、新町において調整することとする。

平成15年 月 日確認

8月の行事予定

- ・ 8日(金) 第18回かみうけな合併協議会幹事会
- ・ 13日(水) 第16回かみうけな合併協議会 午後2時~
(面河村 面河住民センター)

(日程は変更する場合がありますので、事務局までおたずね下さい。)

協議会は一般の方も傍聴することができます。
皆さんもぜひ傍聴してください。

職員法務研修
終了する

昨年の11月から4回に分けて計6日間実施してきましたが、4町村職員の法務研修が6月10日をもって終了となりました。

その間、各町村職員は、日頃の業務と合併事務作業など昼夜多忙の中、現在事務作業中の新町仮例規策定に非常に参考となる研修ととらえ、積極的に参加し研修を積み重ねました。

今回の研修が、新町移行作業や新町誕生後の例規策定に活かされることと期待しています。

合併協議項目 協議スケジュール表 (H16.8月 新町誕生)

協議日程 合併協議項目 提案予定 提案 確認	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回	第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	町村議会で配置分合議決				県議会決議 (合併による廃置分合の決定)				合併協議会付議期限				合併準備事務局設置				新町誕生				合併特例法期限 (平成十七年三月末)			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
基本協議項目																																										
1.合併の方式																																										
2.合併の期日																																										
3.新町の名称																																										
4.事務所の位置																																										
5.財産の取扱い																																										
特例法に規定されている協議項目																																										
6.議会議員の任期および定数の取扱い																																										
6-2.地域審議会の取扱いについて																																										
7.農業委員会委員の任期及び定数の取扱い																																										
8.地方税の取扱い																																										
9.一般職員の身分の取扱い																																										
10.新町将来構想・新町建設計画																																										
その他必要な協議項目																																										
11.特別職の身分の取扱い																																										
12.条例・規則の取扱い																																										
13.機構及び組織																																										
14.地域情報通信																																										
15.一部事務組合の取扱い																																										
16.使用料・手数料の取扱い																																										
17.公共的団体等の取扱い																																										
18.補助金・交付金等の取扱い																																										
19.行政連絡機構の取扱い																																										
20.町・字名の取扱い																																										
21.慣行の取扱い																																										
22.その他事務事業の取扱い																																										
22-1 議会業務																																										
22-2 企画業務																																										
22-3 広報公聴業務																																										
22-4 財務業務																																										
22-5 管財業務																																										
22-6 総務人事業務																																										
22-7 防災交通業務																																										
22-8 電算業務																																										
22-9 税務業務																																										
22-10 出納業務																																										
22-11 選挙管理委員会業務																																										
22-12 監査委員会業務																																										
22-13 地籍調査業務																																										
22-14 上浮穴消防業務																																										
22-15 その他の事務事業																																										
22-16 農林業務																																										
22-17 水産業務																																										
22-18 商工観光業務																																										
22-19 都市建設業務																																										
22-20 都市計画業務																																										
22-21 用地業務																																										
22-22 水道業務																																										
22-23 農業委員会業務																																										
22-24 下水道業務																																										
22-25 その他の事務事業																																										
22-26 住民業務																																										
22-27 国保業務																																										
22-28 年金業務																																										
22-29 介護保険業務																																										
22-30 健康業務																																										
22-31 高齢者福祉業務																																										
22-32 社会福祉業務																																										
22-33 児童福祉業務																																										
22-34 人権対策事業業務																																										
22-35 環境業務																																										
22-36 病院・診療所業務																																										
22-37 上浮穴環境事務組合																																										
22-38 その他の事務事業																																										
22-39 学校教育業務																																										
22-40 生涯教育業務・社会教育業務																																										
22-41 給食業務																																										
22-42 その他の業務																																										

平成15年6月11日現在

その他事務事業の取扱いについては、事務事業のすり合わせにおいて特に問題が無いものについては協議の対象としないこととする。